



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 874 平成17年度狩猟免許試験の実施 (環境生活総務課)
- 875 平成17年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施 (")
- 876 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 877 " (")
- 878 生活保護法による指定施術機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 879 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 880 " (")
- 881 生活保護法による介護機関の指定 (")
- 882 生活保護法による指定医療機関の変更 (")
- 883 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定の辞退 (長寿社会推進課)
- 884 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定 (")
- 885 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の変更 (")
- 886 " (")

- 887 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の変更 (")
- 888 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 889 " (")
- 890 土地改良事業の工事完了届 (農村計画課)
- 891 保安林子定森林 (森林整備課)
- 892 漁船損害等補償法の規定による加入区について指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 (資源管理課)
- 893 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 選挙管理委員会告示

*46 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正

告 示

和歌山県告示第874号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条の規定に基づき、平成17年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成17年5月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 狩猟免許試験の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月13日	水	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通1-1
7月13日	水	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月13日	水	正午	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘2-4-8
8月28日	日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通1-1
8月28日	日	正午	西牟婁総合庁舎	田辺市朝日ヶ丘23-1

2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猟具の取扱い

(ア) 網・わな猟免許に係るもの

a 網又はわなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b 網又はわなの猟具1種類についての架設を行

う。

(イ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装てん、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装てん及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

(ウ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装てん及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

(3) 知識試験

鳥獣保護及び狩猟に関する法令並びに猟具及び鳥獣に関する知識について、択一式又は正誤式の筆記試験を行

う。

3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、他の試験を行わない。

4 狩猟免許試験の免除

網・わな猟、第一種銃猟又は第二種銃猟のいずれかの狩猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣保護及び狩猟に関する法令及び鳥獣に関する知識の試験を免除する。

5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

6 携帯品

- (1) 狩猟免許試験受験票
- (2) 筆記用具

7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、住所地を管轄する振興局担当課に狩猟免許申請書1通に必要事項を記載し、次の書類等を添付の上、受験を希望する試験日の14日前までに申し込むこと。ただし、申込みの時間帯は午前9時から午後5時30分までとし、申込日は土曜日、日曜日及び祝日を除くものとする。

(1) 写真1枚

最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背

景のもの(縦3.6センチメートル×横2.4センチメートル)で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載のこと。

(2) 狩猟免許手数料

5,300円(和歌山県証紙)。ただし、網・わな猟、第一種銃猟又は第二種銃猟のいずれかの狩猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては4,000円

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条

第1項の許可(狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。)を受けていない者は、法第40条第2号、第3号又は第4号(精神障害者、麻薬又は覚せい剤の中毒者等)に該当しないことを証する医師の診断書

8 その他

狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。

和歌山県告示第875号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条の規定に基づき、平成17年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成17年5月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 適性検査及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月15日	金	午後1時30分	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘2-4-8
8月9日	火	午後1時30分	上富田文化会館	上富田町朝来758-1
8月10日	水	午後1時30分	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通1-1
9月2日	金	午後1時30分	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通1-1

2 適性検査

検査は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習内容

- (1) 鳥獣保護及び狩猟に関する法令 90分
- (2) 鳥獣の判別 45分
- (3) 猟具の取扱い 45分

4 適性検査及び講習対象者

- (1) 県内に住所を有し、平成14年9月15日から平成17年9月14日までの有効期間を有する狩猟免許を受けている者で当該狩猟免許と同種類の狩猟免許の更新を受けようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に掲げる者(精神障害者、麻薬又は覚せい剤の中毒者等)を除く。
- (2) (1)の該当者のうち、有効期間が満了していない異なる種の狩猟免許を受けている者については、当該狩猟免許

についても更新することができる。

5 携帯品

- (1) 狩猟免許更新講習及び適性検査受講票
- (2) 筆記用具
- (3) 講習テキスト

6 適性検査及び講習の申込み

適性検査及び講習を受けようとする者は、住所地を管轄する振興局担当課に狩猟免許更新申請書1通に必要事項を記載し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性検査及び講習開催日の10日前までに申し込むこと。ただし、申込みの時間帯は午前9時から午後5時30分までとし、申込日は土曜日、日曜日及び祝日を除くものとする。

(1) 写真1枚

最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背

景のもの(縦3.6センチメートル×横2.4センチメートル)で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載のこと。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円(和歌山県証紙)

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の許可(狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。)を受けていない者(精神障害者、麻薬又は覚せい剤の中毒患者等)に該当しないことを証する医師の診断書

7 その他

講習及び適性検査開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

和歌山県告示第876号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年6月25日まで縦覧に供する。

平成17年5月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成17年4月25日

2 名称

特定非営利活動法人わかやま環境ネットワーク

3 代表者の氏名

重栖隆

4 主たる事務所の所在地

和歌山市西高松1丁目6番4号

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもを含む住民、NPO、事業者、公共団体、学校等、地域社会を構成する各主体(以下「各主体」という。)の相互理解を深めるとともに、地球温暖化など環境問題に対するこれら各主体の協働に係る取り組みを企画、推進し、持続可能な循環型地域社会の形成に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第877号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO

協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年7月7日まで縦覧に供する。

平成17年5月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成17年5月7日

2 名称

特定非営利活動法人黒江地域活性化協議会

3 代表者の氏名

富士順一郎

4 主たる事務所の所在地

海南市船尾125番地

5 定款に記載された目的

この法人は、人口減少が続く海南市において、地場産業と商店街の活性化、文化活動、防災活動及び保健福祉活動を推進することによって地域経済の発展と市民生活の向上を図り、地域の活性化とまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第878号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年5月24日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
日柔16-17	こぐま接骨院	日高郡川辺町小熊2406-1	平成17.4.28

和歌山県告示第879号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年5月24日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
田薬34-17	切目屋調剤薬局	田辺市新万23番14-1号	平成17.5.1
田薬35-17	紀南病院前会営調剤薬局	田辺市新庄町225-160	平成17.5.1
田薬36-17	紀南ヘルシーデポ薬局田辺店	田辺市新万23番14-2号	平成17.5.1
東医89-17	やもとクリニック	東牟婁郡串本町上野山191番地	平成17.5.9

和歌山県告示第880号
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により
 医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、

次のとおり告示する。
 平成17年5月24日
 和歌山県知事 木村良樹

指定番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指定年月日
東訪5-17	串本町	東牟婁郡串本町串本1800番地	古座川病院訪問看護ステーション	東牟婁郡串本町古座1035	平成17.4.1

和歌山県告示第881号
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により
 介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、

次のとおり告示する。
 平成17年5月24日
 和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人紀成福祉会	田辺市鮎川1313	美山の里ホームヘルパーステーション	日高郡日高川町初湯川213-1	訪問介護	平成17.4.18
社会福祉法人紀成福祉会	田辺市鮎川1313	デイサービスセンター美山の里	日高郡日高川町初湯川213-1	通所介護	平成17.4.18
有限会社夢	海南市船尾179	ヘルパーステーションかがやき	海南市船尾179	訪問介護	平成17.4.1
串本町	東牟婁郡串本町串本1800	串本町古座住宅介護支援センター	東牟婁郡串本町古座1035	居宅介護支援事業	平成17.4.1
串本町	東牟婁郡串本町串本1800	古座川病院訪問看護ステーション	東牟婁郡串本町古座1035	訪問看護	平成17.4.1

和歌山県告示第882号
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により
 指定した医療機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成17年5月24日
 和歌山県知事 木村良樹

田病2-31	社会保険紀南総合病院新庄別館	紀南こころの医療センター	田辺市たきない町25番1号	平成17.5.1
--------	----------------	--------------	---------------	----------

指定番号	変更事項(名称)		所在地	変更年月日
	旧	新		

和歌山県告示第883号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第91条の規定により指定介護老人福祉施設の指定の辞退が次のとおりあった。
 平成17年5月24日
 和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名(法人にあっては申請者の名称)	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	法人にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定員数	辞退年月日
3071400067	海南市	海南市日方1525番地の6	海南市長神出政巳	特別養護老人ホーム海南市立南風園	海南市木津233番地40	50	平成17.3.31

和歌山県告示第884号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成17年5月24日
 和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名(法人にあっては申請者の名称)	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	法人にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定員数	指定年月日
3071400067	海南市	海南市日方1525番地の6	海南市長職務執行者 藤本洋	特別養護老人ホーム海南市立南風園	海南市木津233番地40	50	平成17.4.1

和歌山県告示第885号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条及び第82条の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第85条第2号の規定に基づき公示する。

平成17年5月24日

和歌山県知事 木村良樹

事業所の名称		変更年月日
新	旧	
ゆりのき苑居宅介護支援事業所	ケアプランセンター有田	平成16.8.1
山口整形外科	山口整形外科温泉クリニック	平成17.3.1
訪問看護ステーション桔梗	老人訪問看護ステーション桔梗	平成17.4.1

和歌山県告示第886号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条及び第82条の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第85条第2号の規定に基づき公示する。

平成17年5月24日

和歌山県知事 木村良樹

事業所の名称 (変更があったサービス種類)	事業所の所在地		変更年月日
	新	旧	
有限会社康生会(訪問介護)	和歌山市湊549-6	和歌山市金龍寺丁20-1	平成16.3.30
ライフパートナー(訪問看護)	海南市小野田1620-101	海南市小野田1620-102	平成17.1.15
訪問看護オアシス(訪問看護)	和歌山市つつじが丘2-6-1	和歌山市西庄1086-43	平成17.2.1
サザンクロスたなべ(居宅介護支援)	田辺市湊1609-20	田辺市上屋敷3-3-25	平成17.3.7
サザンクロスたなべ(訪問介護)	田辺市湊1609-20	田辺市上屋敷3-3-25	平成17.3.7
ヘルパーステーション未来(訪問介護)	和歌山市今福3-1-27 タウンハウス藤村B-1	和歌山市吹上4-3-8	平成17.4.1

和歌山県告示第887号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第85条第2号の規定に基づき公示する。

平成17年5月24日

和歌山県知事 木村良樹

変更事項	新	旧	変更年月日

事業所名称	医療法人曙会居宅介護支援事業所たんぽぽ	医療法人曙会和歌川苑在宅介護支援センター	平成17.4.1
事業所住所	和歌山市塩屋6-2-70	和歌山市和歌川町5-44	平成17.4.1
事業所名称	春風会かたおなみ	春風会	平成17.5.1
事業所住所	和歌山市和歌浦東4-3-51	和歌山市湊508	平成17.5.1

和歌山県告示第888号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成17年5月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターコーナン和歌山中之島店
和歌山市納定字西芝100-1他
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造
大阪府堺市鳳東町四丁401番地1
- 変更した(しようとする)事項
(1)大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	(仮称)ホームセンターコーナン和歌山中之島店
所在地	和歌山市納定字西芝100-1他

(変更後)

名称	ホームセンターコーナン和歌山中之島店
所在地	和歌山市納定字西芝100-1他

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住 所
氏 名(名 称)	代表者(法人の場合)	
コーナン商事株式会社	代表取締役 疋田耕造	大阪府堺市鳳東町四丁401番地1
未 定	—	—

(変更後)

小売業者		住 所
氏 名(名 称)	代表者(法人の場合)	
コーナン商事株式会社	代表取締役 疋田耕造	大阪府堺市鳳東町四丁401番地1
株式会社オークワ	代表取締役 大桑啓嗣	和歌山市中島185の3

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収 容 台 数
駐輪場①(縦覧図書別添変更前配置図 店舗建物北西側)	100台
駐輪場②(縦覧図書別添変更前配置図 店舗建物南西側)	60台
合 計	160台

(変更後)

位 置	収 容 台 数
駐輪場①(縦覧図書別添変更後配置図 店舗建物北西側)	100台
駐輪場②(縦覧図書別添変更後配置図 店舗建物西側中央)	60台
合 計	160台

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

出入口の数	位 置
2箇所	敷地西側(縦覧図書別添変更前配置図 出入口①) 敷地南側(縦覧図書別添変更前配置図 出入口②)

(変更後)

出入口の数	位 置
2箇所	敷地西側(縦覧図書別添変更後配置図 出入口①) 敷地東側(縦覧図書別添変更後配置図 出入口②)

4 変更の年月日

- 3の(1) 平成17年3月8日
- 3の(2) 平成17年3月8日
- 3の(3) 平成17年5月25日
- 3の(4) 平成17年5月25日

5 変更する理由

- 3の(1) 開店に先立ち、店舗名称が正式決定したため。
- 3の(2) 未定であったテナントが決定したため。
- 3の(3) お客様の利便性の向上のため。
- 3の(4) 周辺交通への影響を軽減するため。

6 届出年月日

平成17年5月13日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成17年5月24日から平成17年9月26日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第889号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商

工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成17年5月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ南紀店
和歌山県新宮市佐野三丁目507番3
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣

和歌山市中島185番地の3

- 変更した事項

- 大規模小売店舗の名称
(変更前)(仮称)スーパーセンターオークワ南紀店
(変更後)スーパーセンターオークワ南紀店
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者		住 所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
株式会社オークワ	代表取締役 大桑啓嗣	和歌山市中島185番地の3
ギガスケーズデンキ株式会社	代表取締役 加藤修一	茨城県水戸市桜川1丁目1番25号
その他未定11区画		

(変更後)

小売業者		住 所
氏名(名称)	代表者(法人の場合)	
株式会社オークワ	代表取締役 大桑啓嗣	和歌山市中島185番地の3
ギガスケーズデンキ株式会社	代表取締役 加藤修一	茨城県水戸市桜川1丁目1番25号
株式会社ファーストリテイリング	代表取締役 柳井正	山口市大字佐山717-1
株式会社ライトオン	代表取締役 藤原政博	茨城県つくば市東新井37-1
はるやま商事株式会社	代表取締役 治山正史	岡山市表町一丁目2番3号
大興産業株式会社	代表取締役 土岐孝司	和歌山県那賀郡岩出町高瀬74-1
有限会社もんいまあじゅ	代表取締役 濱口佳丈	三重県熊野市有馬町5821-33
株式会社まつや	代表取締役 加藤正祐	和歌山市友田町3丁目85
株式会社三城	代表取締役 多根裕詞	東京都中央区銀座2丁目7番17号

有限会社セキネ	代表取締役 関根浩史	和歌山県有田郡湯浅町2332 白子ビル2F
株式会社アットホーム企画	代表取締役 辻本敏子	和歌山市杭ノ瀬27-29
株式会社スルガ	代表取締役 駿河誠	和歌山県東牟婁郡串本町串本1735-101
株式会社ハニーズ	代表取締役 江尻義久	大阪市中央区南船場4丁目9番12号朝日プラザ心斎橋北1203号室
株式会社フジデン	代表取締役 藤井壮	兵庫県尼崎市潮江1丁目20番1号アミング潮江A2-401
株式会社オー・エンターテイメント	代表取締役 堀江邦彦	大阪市浪速区難波中2丁目10番70号パークスタワー30階

- 変更の年月日
平成17年3月3日
- 変更する理由
正式名称及び未定区画決定のため
- 届出年月日
平成17年5月11日
- 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
新宮市経済観光部商工観光課(和歌山県新宮市春日1-1)
東牟婁振興局県民行政部地域行政課(和歌山県新宮市緑ヶ丘2丁目4-8)
- 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成17年5月24日から平成17年9月26日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第890号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年5月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 事業名 日高町営土地改良事業(土地改良総合整備事業内ノ畑地区)
- 同意年月日 平成14年3月22日
- 事業主体 日高町
- 工事を完了した時期 平成14年3月31日

和歌山県告示第891号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年5月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市伏菟野字熊野川632の6、632の7

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第892号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成13年和歌山県告示第449号による指定漁船を普通損害保険に付するべき義務は、平成17年5月22日限りで消滅したので、同条第2項の規定により、公示する。

平成17年5月24日

和歌山県知事 木村良樹

加入区の名

加太 西脇 雑賀崎 田野浦 毛見浦 冷水浦 塩津 戸坂 大崎 下津 初島 箕島町 逢井 千田 田村 栖原 湯浅中央 唐尾 衣奈浦 小引浦 大引 由良浦 由良町 比井崎 三尾 美浜町 御坊市 印南町 南部町 田辺 湊浦 白浜 堅田 日置 すさみ 串本 大島 須江 檜野 古座 西向 津荷 下田原 太地 浦神 勝浦 宇久井 三輪崎 新宮

和歌山県告示第893号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年5月24日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者氏名	指定年月日	道路	
				幅員メートル	延長メートル

2806	那賀郡岩出町大字吉田字森ノ下229番5の一部、234番9、水路、県道敷	奈良県五條市田園2丁目2番地の1株式会社井上地所代表取締役井上猛	平成17.5.13	6.00	88.09
------	-------------------------------------	----------------------------------	-----------	------	-------

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第46号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年5月24日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

第2項の表中

日高郡町村及び御坊市老人福祉施設事務組合立特別養護老人ホームときわ寮	日高
日高郡町村及び御坊市老人福祉施設事務組合立養護老人ホームときわ寮	日高の180

郡美浜町大字三尾9番地

郡美浜町大字和田1138番

を

御坊日高老人福祉施設養護老人ホームときわ御坊日高老人福祉施設人ホームときわ寮

事務組合立特別養護老人ホーム

事務組合立養護老人ホーム

日高郡美浜町大字三尾9番地

日高郡美浜町大字和田1138番地の180

に、

日高郡町村及び御坊市老人福祉施設事務組合立特別養護老人ホームときわ寮川辺園

日高郡日高川町大字

和佐2081番地の10

を

御坊日高老人福祉施設事務組合立養護老人ホームときわ寮川辺園

特別 日高郡日高川町大字和佐2081番地の10

に、

日高郡町村及び御坊市老人福祉施設事務組合立特別養護老人ホームときわ寮梅の里

日高郡みなべ町滝469番地

を

御坊日高老人福祉施設事務組合立特別養護老人ホームときわ寮梅の里

日

高郡みなべ町滝469番地

に改める。